

「幼児教育・保育の無償化」に当たり、 食材料費の支払い方法が変わります！

10月から始まる「幼児教育・保育の無償化」では食材料費、通園送迎費、行事費などは無償化対象外となり、引き続き保護者負担となります。3歳以上のお子さんで、認可保育所・園、認定こども園、公立幼稚園などの施設を利用中の方は、保育料の徴収がなくなりますので、無償化対象外の費用のうち、食材料費の負担(支払い)方法が下表のとおり変わります。なお、無償化の内容等については、村公式ホームページや子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」でもお知らせします。

【問い合わせ】子育て支援課認定・給付担当(☎282-1711 内線1184)

💡 支払い方法の変更点

利用施設	区分	現在(9月末まで)	無償化後(10月から)
村立認可保育所	主食費	施設に実費払い	変更なし
	副食費	保育料の一部として村で徴収	副食費相当分を施設に支払い
民間認可保育園	主食費	施設に実費払い	変更なし(主食費相当分を施設に支払い)
	副食費	保育料の一部として村で徴収 ※保育園の運営費の一部として、村から各施設に支払っています。	副食費相当分を施設に支払い
村立認定こども園 (保育園として利用)	主食費	施設に実費払い	変更なし
	副食費	保育料の一部として村で徴収	副食費相当分を施設に支払い
民間認定こども園 (保育園として利用)	主食費	施設に実費払い	変更なし(主食費相当分を施設に支払い)
	副食費	保育料の一部として施設で徴収	副食費相当分を施設に支払い
村立認定こども園 (幼稚園として利用)	主食費	給食費として施設に実費払い	変更なし
	副食費	給食費として施設に実費払い ※ただしおやつ・飲み物の費用は保育料の一部として村で徴収しています。	保育料の一部として徴収していたおやつ・飲み物の費用相当分も現在の給食費と合わせて施設に支払い
村立幼稚園	副食費	おやつ・飲み物の費用を保育料の一部として村で徴収	おやつ・飲み物の費用相当分を施設に支払い
民間認定こども園(幼稚園として利用)および他市町村の私立幼稚園(新制度)	主食費	原則、提供内容に応じた施設での実費徴収	変更なし
	副食費		

※主食については、費用として徴収するのではなく、家庭で用意したご飯やパンなどを持参していただいている施設もあります。

💡 注意点

- ▽利用施設によって給食の提供内容や食材料費が異なりますので、給食費(主食費・副食費)の金額とその支払い方法(口座振替等)については利用施設からお知らせします。
- ▽上表以外の幼稚園や認可外保育施設に通う児童についても、食材料費は無償化対象外のため、引き続き保護者負担となります。料金や支払い方法については各施設にお問い合わせください。
- ▽上表施設を利用する児童のうち、年収360万円未満相当の世帯の児童と第3子以降(これまでの保育料の多子軽減と同様の数え方)の児童については、副食費が免除される制度があります。※免除対象の方には別途お知らせします。

